

令和2年5月11日

明石市長 泉 房穂 殿

維新の会 筒泉 寿一
北川 貴則
森 勝子

新型コロナウイルス感染症に対する意見書

新型コロナウイルス感染症の猛威に対して、このたび日本政府より、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが発表されました。本市としても、より迅速かつ適切に対応していくことが市民から求められています。この国難を乗り切る体制を継続・強化していただきたい。

新しい生活様式の普及と継続で感染拡大を防ぎ、日々刻々と変わる状況に対して市民目線で柔軟に対応していただきたく、今後の施策や補正予算編成等において、対応いただくことを意見いたします。

1. 特別定額給付金事業について

(1) 生活困窮世帯への早期支給以外でも、本市が一旦立替支給する等、スピードを持って市民へお届けする対策を講じること。

2. 緊急事態宣言関連について

(1) 休業要請等に伴う明石の支援策については、兵庫県が休業補償を行い明石市が1/3を負担する方針を示している。早急に交付金が届き、市民や事業者にとって分かりやすく丁寧な周知に努め、必要とされる方々へ確実に制度内容が適用されるよう兵庫県と連携し早急に対応すること。

(2) 緊急時における必需物資確保に向けた民間活用については、医療機関等において、医療用マスクや防護服等感染症対策の必需物資の不足が依然続いている。これら必需物資に関して、様々な業界や事業者への協力を依頼し、民間の幅広い知恵と工夫を活用すること。

(3) 外出自粛要請や休業要請等により、施設周辺及び繁華街等の人の流れは一定低減されているが、一方でスーパーやフードコート等、休業要請されていない施設では、子どもを含ま家族連れ等で未だに混雑しており、感染拡大をまた引き起こしかねない。市長よる発信によ

り、ソーシャル・ディスタンスはじめ緊急事態宣言下以降における市民の意識変容に対して、広報啓発の強化を行うこと。

(4) 公園遊具などは多数が集まり近くで声を出し合う等による感染拡大の懸念もいまだに見受けられる。遊具に触れた後の手洗い徹底を呼びかけ、状況に応じて一部遊具の使用を禁止するなど柔軟に対応すること。

3. 保健所、医療機関等の支援について

(1) 帰国者・接触者外来、入院受入医療機関の医療従事者が不足しているため、全国的な応援体制の整備など、人的支援の仕組みを構築し、医療従事者、及び介護、福祉関係者の全ての方に安心して業務に専念していただけるよう、感染拡大を防ぐために、更なる処遇改善に加え、宿泊施設の提供を講じること。

(2) 医療機関はじめ、介護施設や消防救急分野、ゴミ収集時においても、必要とするマスク、アルコール、防護服等の今後の災害またコロナ感染第2波も想定し、関係者が安心して業務に従事することができ、より必要な施設に必要な数の物資が届くよう、明石市が一括調達するなど、これら施設への安定供給の仕組みを強化すると共に、人工呼吸器と体外式膜型人工肺の導入を促進し、院内感染防止のため、発熱外来専用窓口をより新たに設けること。

(3) 保健所の業務継続支援のためには、感染症対策局が設けられているが、収束が長引くと言われている感染症患者対応を想定し、専門職 OB・OG 職員への応援要請など中長期的に安定した保健所業務が継続できる体制を構築すること。また、PCR 検査に係る業務（検体搬送、入院患者の移送、健康観察、未確定患者の対応）について、明石市内全体で市民にとって最適な体制を構築すること。

(5) 市内宿泊施設活用については、新型コロナウイルス感染症患者の第2波を見据え、軽症者や無症状患者等の療養のため、明石市所有宿泊施設の利用活用を行い、軽症患者等の受入支援に活用することで、明石市の感染拡大防止を行うこと。

4. 企業・経済活動等の支援について

(1) 経済的に甚大な影響もたらしている状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するための施策を講じること。

(2) 飲食店のテイクアウト、デリバリーサービスの支援拡充について、新たにテイクアウトやデリバリーサービスを行う小規模や個人の外食事業者、および既にサービスを提供している事業者に対しても直接的な支援策を検討すること。

(3) テレワークへの移行を促進するために必要なインフラ整備に対して市として助成を行うこと。一方で、市職員の感染も生じていることから、民間事業者の模範となるように、率先して取り組むこと。

(4) 新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺、悪徳商法の手口も報告されている。消費生活センターとの連携を図り、市内の治安維持に一層努める。

4. 子育て・教育関係について

(1) 教育委員会は児童・生徒の学習機会の確保のため、学習支援ツール等を用意しているが十分なものとは言えない。そこで、今回の国の GIGA スクール構想に基づき、ネット配信による授業の展開等を早急に配信すること。また、学校内の無線 LAN 設備を早急に整備すること。

(2) 明確な出勤基準を設け、時差出勤やテレワークを認める等、学校再開に向け効果的で柔軟な勤務環境へ見直すこと。

(3) 学童保育と学校の児童・生徒の安全対策に努め、マスクや消毒液の確保については早急に実態を把握し、必要な物資確保策を講じること。

(4) 電話相談窓口以外にも LINE を活用した児童虐待相談窓口を開設する等、家庭内で長時間過ごす児童が安心できる多様なセーフティネット整備を早急に行うこと。

(5) 支援学校の休校措置により、重度障がいの児童・生徒は民間施設へ登園するケースが大半となっている。施設側も最大限の配慮は行うものの、3密の状況に陥っている。また、出来る限りの安全対策は施すものの、マスクや消毒液など必要な物資が即座に確保できているのか、重度障がいの児童・生徒に対して、民間と支援学校が連携して対応できる体制を早急に検討すること。

以上